

今月も、介護保険料について紹介します。

◆介護保険料 Q & A –保険料の納め忘れはありませんか？–

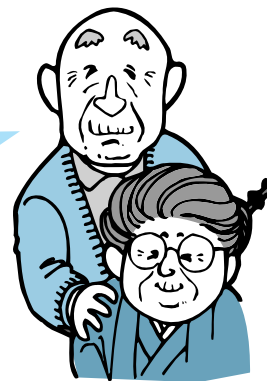
Q

介護保険のサービスを利用していないのに、なぜ介護保険料を納めなくてはならないのですか？

A

介護保険は、国民のみなさんの支え合いで成り立っています。また、介護が必要ないからといって保険料を納めずにいると、いざ介護が必要な状態になったとき、保険給付に制限がかかる仕組みになっています。すなわち、保険料を納める人との公平を確保するために、保険給付の一時差し止めや償還払い化などのペナルティーを受けることとなります。

介護保険料きちんと納めていますか？



Q

介護保険料を納めずにいると、どのようなペナルティーがありますか？

A

介護保険料は、市町村内に住む40歳以上のすべての人が負担するものですから、もし、介護保険料を納めない人がいれば、支え合いの体制が崩れてしまうことになってしまいます。こうしたことがないよう、介護保険料を納めない人には、以下のような措置が講じられることとなっています。

納期限からの 未納期間	講じられる措置
1年以上	介護サービスの自己負担を、費用の1割ではなく、いったん全額自己負担していただくこととなります。(費用の9割は、未納の介護保険料を完納した後に町から払い戻しを受けることとなります。)
1年6ヶ月以上	介護サービスの費用を、いったん全額自己負担していただくだけでなく、9割の払い戻しも、一時的に差し止められることとなります。さらに、滞納している介護保険料の額と差し止めた給付の額とを相殺する場合があります。
2年以上	納期限から滞納している期間の長さに応じて、一定期間、利用者負担額が1割から3割に引き上げられます。さらに、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

<問い合わせ先> 大崎町役場 高齢者対策課 TEL 76 - 1111 (内線 131)